

2024 年分 年末調整の事前準備について

標記について、下記のとおりご案内しますので、ご確認の程よろしく申し上げます。

記

I. 事前準備・確認について

- 1) 「扶養控除等(異動)申告書」「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書」関連の事前準備・確認
 - ①配偶者及び扶養親族に該当するかの確認
 - ②住所変更、家族変更等を電子申請システムから会社に申請したかの確認
 - ③本人・控除対象配偶者・扶養親族が障害者に該当する場合の準備
 - ④本人の本年中の合計所得金額の見積額の確認
- 2) 「保険料控除申告書」の事前準備
- 3) 住宅所得控除対象に該当する場合の準備（購入及び改築初年度の方は確定申告となります）

詳細は、2 ページ目以降の＜2024 年分 年末調整事前準備・確認について＞をご参照ください。

II. 年末調整申告開時期について

年末調整申告開始は **11 月上旬**を予定しております。

III. その他

定額減税・確定申告の方法・より詳しい年末調整については、国税庁ホームページもご確認ください。

〈定額減税〉

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

〈所得税（確定申告書等作成コーナー）〉

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

〈令和 6 年分 年末調整のしかた〉

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>

IV. 問合せ先

メタウォーターテック 管理本部 竹内・大岩

Tel : 03-6853-7304

Mail : metatech-kyuyo@metawater.co.jp

<2024 年分 年末調整事前準備・確認について>

1)「扶養控除等(異動)申告書」「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書」関連の事前準備・確認

①配偶者及び扶養親族に該当するかの確認

配偶者及び扶養親族の年収によって変わるため、**配偶者及び扶養親族の収入の種類と金額の確認**をお願いします。

本年の年末調整は定額減税も行いますので、必ずご確認ください。

扶養親族に該当する方の収入基準は下表のとおりです。

		扶養親族として認められる収入
パート・アルバイト等の給与収入のみ		103 万円以下
公的年金等の収入 (遺族年金は除く)	65 歳未満	108 万円以下
	65 歳以上	158 万円以下

控除対象配偶者及び配偶者特別控除に該当する方の収入基準は下表のとおりです。

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	95万円超100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

ここで言う『収入』とは、**給与の場合『支給金額』**です。**手取り額**（＝支給金額－控除金額）**ではありません。**

②住所変更、家族変更等を電子申請システムから申請済かの確認

以下の項目に該当する場合で、人事申請（住所変更届、家族変更届等）が済んでいない方はご申請をお願いします。

※会社に登録されている情報は電子申請システムよりご確認いただけます。

電子申請システム：<https://webflow.hra-service.jp/imart/MTC>

（電子申請システム＞人事情報照会＞本人情報）

- ・結婚により配偶者を控除対象配偶者とする場合
- ・出生、就職、結婚、離婚、所得超過などにより扶養親族の数に異動が生じた場合
- ・転居（市町村合併含む）等により住民票住所に変更がある場合

③本人・控除対象配偶者・扶養親族が障害者に該当する場合の準備

本年、障害認定を受けた方、あるいは前年度と障害認定内容が違う方は、障害の等級、認定日が分かる書類の写しをご提出いただきますのでご準備をお願いします。

④本人の本年中の合計所得金額の見積額の確認

基礎控除申告書のご申請が必要となります。給与所得の金額と給与所得以外の所得がある場合、その両方の金額を記載する必要がありますので、金額のご確認をお願いします。

2)「保険料控除申告書」の事前準備

保険料を支払っている方(所得者本人が支払っているものに限る)は、ご自宅に届く以下の項目に該当する証明書類をご準備ください。

なお、**給与天引きしている分は、会社にて用意します。**

- ・保険会社から送付される生命保険料・介護医療保険料・地震保険料若しくは旧長期損害保険料の証明書類
- ・ご家族の国民年金の保険料及び国民年金基金掛金を支払った際の証明書類（厚生労働省又は各国民年金基金が発行した保険料等の領収書や証明書など）
- ・直接支払っている小規模企業共済等掛金の証明書類

3) 住宅所得控除対象となる方の事前準備

以下の項目について、2024年分の証明書類等をあらかじめご準備ください。

なお、2024年中に住宅の購入、増改築された方（初年度）は、管轄の税務署にて確定申告をしてください。

- ・金融機関発行の「借入金残高証明書」
 - ・税務署長発行の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」
- ※借入金に連帯債務者がいる方は、事前に備考欄に連帯債務者の記入をお願いします。

※具体的な記入例（記入箇所：申告書の「備考」欄）

「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所・氏名の記入。

連帯債務者が給与所得者である場合、勤務先の所在地及び名称も併せて記入。